

1 日 時 令和7年2月28日(金)18:30～20:00

2 場 所 中央西福祉保健所 2階会議室

3 出席者 27名(委員15名、事務局12名)

◆委員(敬称略)

○医療・保健関係

山崎 冬樹 〈高岡郡医師会副会長〉

前田 宙美 〈高知県看護協会吾川・佐川支部長〉

○福祉関係

秋澤 徳久 〈佐川町社会福祉協議会長〉

西森 啓助 〈中央西ブロック民生委員児童委員協議会長〉

織田 ひとみ 〈高知県介護支援専門員連絡協議会中央西ブロック長〉

○行政関係

松岡 章彦 〈土佐市健康づくり課長〉

田中 祐児 〈土佐市長寿政策課長〉

金子 剛 〈いの町ほけん福祉課長〉

日浦 けさお 〈仁淀川町健康福祉課長〉

岡崎 省治 〈佐川町健康福祉課長〉

西森 政利 〈越知町保健福祉課長〉

藤岡 明仁 〈日高村健康福祉課長〉

○地域組織・団体、住民の代表

内田 知行 〈日高村商工会事務局長〉

西森 勝仁 〈佐川町よさこいクラブ連合会長〉

加藤 良子 〈中央西地区食生活改善推進協議会長〉

◆事務局

○中央西福祉保健所

山地 展代 〈中央西福祉保健所長〉

南 和 〈保健監〉

濱口 由紀 〈次長(総括)〉

濱田 純 〈次長兼健康障害課長〉

竹内 誓 〈総務保護課長〉

古田 和美 〈衛生環境課長〉

西岡 綾子 〈地域支援室長兼地域支援担当チーフ〉

沖本 敦子 〈健康増進担当チーフ〉

山本 和栄 〈障害保健福祉担当チーフ〉

今井 希美 〈母子・感染症担当チーフ〉

山下 政文 〈地域連携担当チーフ〉
堀川 有希 〈地域支援担当主幹〉

会次第

- 1 開 会
- 2 中央西福祉保健所長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 中央西福祉保健所令和 6 年度の重点的な取組の実施状況
 - ◇日本一の健康長寿県づくり
 - ①健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
 - ②高知版地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ③子育てしやすい地域づくり
 - ④「高知型地域共生社会」の推進
 - ◇南海トラフ地震対策の推進

議事（意見交換等）

- (1) 中央西福祉保健所令和6年度の重点的な取組の実施状況
 - ◇日本一の健康長寿県づくり
 - ①健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
- 事務局説明

A 委員〔働きざかりの健康づくり〕について報告

我が国は世界有数の長寿大国であるが、健康寿命と平均寿命の間に大きな差が生じている。

事業経営者においても高齢化が進んでおり、健康寿命の延伸は、地域経済活性化にも不可欠なことだと考えている。

日高村商工会に上がってくる廃業理由の約 8 割が事業主の死亡や健康問題によるものである。

これらの背景には、高齢化や後継者不在に加え、働き方改革による事業主への負担増が考えられる。今後に向けての当商工会での取組としては、健康経営を推進し、企業内での健康増進を支援していくこととしており、会等、集まる場において健康経営に関する広報等を行政と協力して進めていく中、健康診断データや生活習慣データを活用した健康増進プログラムを提供できればと考えている。

当商工会が具体的にできることの一つ目としては、健康セミナー等イベントの紹介で、当商工会は小規模であり単独での主催が難しいことから、他団体が行う健康診断結果説明会や生活習慣病予防セミナー、又はウォーキングイベントなどの情報を収集し、案内することで、健康意識の向上や行動変容を促すことを考えている。

二つ目は地域連携として、健康に関する悩みや不安を持つ方々の相談に応じ、専門家へのアドバイスや情報提供を行う関係機関へ繋がたいと考えている。

三つ目は企業への支援で、健康経営に関心のある又は既に取り組む企業に対し、専門家による

アドバイスや情報提供、優良事例の紹介などを行い、健康経営への推進の後押しをしたい。

最後に行政に対する要望として 4 点ある。一つ目は、健康インフラ整備で、健康診断の受診率の向上や予防接種の推進、また、地域医療介護サービスの充実をお願いしたい。

二つ目は、健康教育の推進で、学校等若年期からの健康意識の向上を図ってもらいたい。

三つ目は、企業への支援策の拡充で、中小企業の健康経営の後押しをお願いしたい。

四つ目は、関係機関との連携強化で、医療機関、教育機関、地域団体など、関係機関との連携を強化し、より効果的な健康増進策を展開してもらいたい。

日高村商工会では、健康経営の推進や地域連携を通じ、村民の健康寿命の延伸と地域社会の活性化に貢献していきたいと考えている。

(質疑等)

事務局

日高村商工会から要望があった一つで、企業への支援については、県では働き方改革の推進として、今年度から中山間地域における中小企業に対する働き方支援を行っており、小規模事業者が自力で健康経営を実施していくのは難しいことを踏まえ、そういった場で活躍するためのアドバイザーを養成している。アドバイザーには、社会保険労務士などの国家資格を持っている方になっていただいております。企業の健康経営だけでなく、働き方改革全般の育休・介護休、また、年休取得や女性活躍等、色々な場面においての企業のワークライフバランスや働き方改革を支援する事業を進めている。

各地区に担当のアドバイザーがいるので、是非そのアドバイザーと連携して企業のワークライフバランスの認証も取っていただきたい。また、講義や研修等で健康経営のことを知ってもらうなど、是非、県の事業を活用していただきたい。

②高知版地域包括ケアシステムの深化・推進

事務局説明

B 委員 [短期集中型介護予防サービス]について報告

土佐市では、平成 27 年から介護予防生活支援総合事業を開始している中、本日紹介するのは、平成 29 年開始の「とさの健康学校(呼称:とさ健)」で、短期集中 C 型の通所サービスである。

市内のデイサービス事業所の 2 箇所に包括報酬で委託しており、いずれの事業所も自立支援の事業目的を理解しており、セラピスト(PT、OT)を 2 名以上配置したうえで、利用者に合わせたプログラムを実施し、その方がいつまでも自分らしい暮らしができるようなサポートを提供していただいている。

3 ヶ月間の専門職のサポートのもと、下肢 3 点運動と併せて口腔、栄養、生活指導をトータルで取り組み、心身と生活機能の改善、いわゆるセルフケア能力の向上を図り、在宅生活における自立支援をアプローチしていく形である。

カンファレンスについては、卒業後から 3 ヶ月後をモニタリングしており、利用者の心身の状況等、以前との比較などの報告を受けている。

当市としては、この C 型事業が介護予防の推進と自立支援の促進に向けて有効であると考えて

いるが、このC型事業の利用者については、平成30年に最高値75人に達するも、その後は年々減少傾向にある。これを打開するため令和4年度に「とさ健」とネーミングし、チラシや動画の作成に取り組んだが、あまり効果が出なかった。利用した方の家族からは、「元気になって喜んでくれている。」、「広報の周知の仕方もいい。」といった意見もあるが、どうして利用者が増えないのかと、地域包括、事業所で共に頭を抱える状況であった。

自分達だけの取組では限界があるということで、令和5年度から、株式会社イトラックの佐藤先生に、事業者指導、カンファレンス指導、研修らをお願いしたうえで、保険者、地域包括、事業所の3者での話し合いを重ねる中、各自の課題や目指すところが明確になった。

「とさ健」を真ん中の位置に捉えて、入口から出口へという川の流れを意識した対策を行うこととし、入口では、市の関係施設だけでなく、スーパーや喫茶店等にチラシを設置し、新聞へのチラシの折り込みなどのほか、動画を作成し、ホームページや公式のYouTube、市の掲示板等での宣伝も実施した。また、医療機関へのPRとして、病院、歯科、薬局等を訪問して「とさ健」事業の目的等の説明など、様々な周知活動を行った。

「とさ健」自体の内容は、セルフケアマネジメントの向上を目指し、セラピストには、指導力のアップを、ケアマネにはアセスメントのアップを求めたうえで、カンファレンスでは、リスク管理を徹底している。

こういった取組の中、あったかふれあいセンターからの情報提供であったり、家族から、また、医療機関から勧められるなどで申し込む方も出始めるなど、今までとは違った経緯からの利用者もあり、令和5年度の利用者が39人であったものが、令和6年度はこの1月末時点で既に67人となっている。

出口の対策としては、生活支援コーディネーターとの連携と受皿づくりが課題で、以前の受皿としては、あったかふれあいセンターの100歳体操だけであったが、現状は、じゃだむたファームやさくら体操、ボランティア活動、ヨガ教室などに広がりを見せているところである。

また、あったかふれあいセンターの3箇所に下肢3点運動セット機器を設置し、当事業卒業後も運動を確保できる場を提供している。

保険者、地域包括、事業所の3者で一緒に取り組んだことが連携強化に繋がり、また、当C型事業と、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業で連携しての取組が出来だしていることも確認できているところ。

今後は、これらの取組を推進することにより、定量的な数値で効果を表せるよう、ケアプラン、介護予防計画の策定数、介護認定率の減少に繋げていくことが目標になる。

(質疑無し)

③子育てしやすい地域づくり

事務局説明

C委員 [こども家庭センター設置に向けた取組]について報告

いの町では、こども家庭センターの開所を今年の4月とし、今、準備を進めているところで、ほけん福祉課の課長が当センターのセンター長を兼ねることとしている。

いの町は、昨年の10月1日で町村合併後の20周年を迎えたところで、人口は、20年前に約2万7千人であったが、20年後の現在は2万人少々に減少しており、もうすぐ2万人を切ることも予想される。

出生数についても、一昔の10年前は、100人余りが当たり前だったと記憶しているが、令和5年度は80人というところまで減少している。非常に少子化が進んでいることを実感させられる。

こども家庭センターについては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を目的に、令和4年度に児童福祉法の一部改正により施行されたもので、市町村は全ての妊産婦を含め、子育て等こどもの包括的な相談支援等を行うために、子ども家庭センターの設置に努めるものとされており、地域における更なる支援の充実強化を図ることが求められている。簡単に言えば、母子保健という行政部門と児童福祉という行政部門を合体させてトータル的に包括的に子ども支援に取り組んでいくのがこども家庭センターの設置の主旨になるかといったところである。

いの町では、このこども家庭センターの設置に向けて令和5年4月に協議を開始、母子保健の担当と児童福祉の担当で、以前から定例的に会を開催していたため、この会の場を活用し協議を始め、現在においても定期的に協議を行っている。

県のアドバイザー派遣による研修会への参加や、グループウェアを活用するなど、両部署が互いに、センター設置の目的の理解を含めて検討を進めていったところである。

まずは担当レベルで協議し、その後上層部へと段階を上げていき、最終的には、副町長、町長との協議の場を令和6年1月に開催し、その中で、こども家庭センターは令和7年4月に開設し、すこやかセンター伊野の中のほけん福祉課が児童福祉課を吸収し一体的に運営していく方向性が決定した。

4月以降のこども家庭センターのイメージとしては、ほけん福祉課をこども家庭センターと位置づけ、課長はセンター長を兼ねることとする。

昨年9月議会で予算化し、12月議会で条例改正を行った。いの町こども家庭センターは、令和7年4月開設ということで、よろしく願いたい。

(質疑無し)

④「高知型地域共生社会」の推進

事務局説明

D 委員 「重層的支援体制整備事業」について報告

仁淀川町では、令和5年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業に取り組んできた。

今年度は、整備や具体的な事業内容の理解のために、研修会や説明会に参加するとともに、仁淀川町でも重要課題となっているヘルパー不足を補う仕組みづくりに関する協議や課題共有も同時進行で行ってきた。

令和5年度末から、令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備ができることを目標に、県の地域共生社会推進室、県社協、町社協と打ち合わせを3回行う中、中央西福祉保健所には、アドバイザーとして参加してもらっている。

1回目は、これまでの取組の報告、事業概要の理解、4者打合せの目的や目標、財政課題につい

ての情報共有とし、まずは、既存事業の整理を行うことを確認できた。

2 回目は、その既存事業を各分野毎、ステージ毎に整理し、強み・弱みは何か、また、重複・不足はないかなどを確認し、見直しの必要な事業を上げ、担当者会で引継ぎ協議をしていくこととした。また、重層的支援体制整備事業の実施要件である地域活動支援センターについても、改めて県からの情報提供を受けた。

3 回目は、地域活動支援センターの設置についての具体的協議で、設置の可否により7 年度からの事業開始が決まることを改めて確認したところであったが、社協やあったかふれあいセンターと協力すれば開設が可能だと判断した。

打合せを進める中での工夫点は、実施の主体であったり協力機関の利用者間において、同じ場所と同じ説明を聞くということで、ズレの無い共通理解を深めることができた。

もう一つは共通理解を深めるために既存事業の整理や会議の整理、また、年間の取組や体系図を考えるなど、見える資料を作成して示し、分野毎、ライフステージ毎に色分けするなど、できるだけ見やすい資料を作成したこと。これらの資料により、重複箇所や足りないところ、また、会議が多いなど、気の付く点が大いにあった。

県からは、4 月から完璧な体制でと気負わずに、実際に運用していく中で、関係機関と話し合いながら体制を変えていくことも必要との助言もあり、今のところは、実際の担当や事業が決まってから、年間の事業計画や日々の活動、個々の役割等を話し合いながら進めていきたいと考えている。

(質疑なし)

◇南海トラフ地震対策の推進

事務局説明

(質疑等)

E 委員

県の保健所単位での災害時の遺体対応の取組、広域的な火葬支援について問う。

事務局説明

広域火葬の対応については、現在のところ保健所単位での計画は進んでいない。

これまで県の薬務衛生課の対応となっていたが、各地域での対応が必要ということで、地域の方で災害に関する広域火葬の取組の話をしていくことになっており、今後、市町村、葬祭関係、保健所で仕組みを作っていくこととなる。次年度からこのことに向けての動きは出ている状況であり、これから進めていくこととなる。

E 委員

大震災は、いつ来てもおかしくなく、発生確率は82%まで上昇している。巷では今年の7月に発生するという噂もある。能登地震では死亡者はほぼ圧死と聞いており、遺体への対応は遅延すれば腐敗も進み、衛生環境面も悪化する可能性もある。心配なので取組をよろしく願いたい。

事務局説明

いただいた意見を参考に取組をしていく。